

有価証券

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		2023年度							
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国	債	—	—	—	—	10,876	35,406	—	46,283
地	方 債	—	—	—	—	440	4,246	—	4,687
社	債	9,113	15,503	24,545	14,387	13,744	6,040	—	83,335
株	式	—	—	—	—	—	—	436	436
そ	の 他	197	3,349	5,307	3,400	4,017	6,048	5,342	27,663
合	計	9,311	18,852	29,853	17,788	29,080	51,741	5,779	162,407

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び証券投資信託等です。

(単位：百万円)

		2024年度							
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国	債	—	996	—	—	3,475	29,203	—	33,675
地	方 債	—	492	877	140	806	3,544	—	5,860
社	債	7,923	18,351	28,056	9,563	3,373	6,148	—	73,416
株	式	—	—	—	—	—	—	713	713
そ	の 他	699	4,983	6,297	2,982	6,824	5,796	6,724	34,308
合	計	8,623	24,822	35,231	12,686	14,479	44,691	7,438	147,974

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び証券投資信託等です。

有価証券の種類別の残高・平均残高

(単位：百万円)

		2023年度		2024年度	
		残 高	平 均 残 高	残 高	平 均 残 高
国	債	46,283	52,744	33,675	41,958
地	方 債	4,687	11,510	5,860	6,066
社	債	83,335	80,989	73,416	81,255
株	式	436	182	713	514
そ	の 他	27,663	24,949	34,308	31,998
合	計	162,407	170,377	147,974	161,792

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び証券投資信託等です。

預証率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期 末 預 証 率	26.22	23.46
期 中 平 均 預 証 率	27.30	25.69

(注) 1. 預証率＝有価証券／(預金積金＋譲渡性預金)×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券

○ 有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	462	471	9	393	395	2
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,600	1,610	10	—	—	—
	そ の 他	3,198	3,224	25	500	505	5
	小 計	5,261	5,306	44	893	901	7
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	4,638	4,391	△246
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,909	2,902	△6	6,109	5,927	△182
	そ の 他	500	499	△0	8,593	8,327	△265
	小 計	3,409	3,402	△7	19,341	18,646	△695
合 計		8,671	8,708	37	20,235	19,548	△687

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	貸借対照表 計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	242	173	68	393	266	127
	債 券	34,866	33,279	1,586	1,592	1,592	0
	国 債	10,876	9,975	900	475	475	0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	23,989	23,303	685	1,117	1,116	0
	そ の 他	6,598	6,175	423	2,707	2,585	121
	小 計	41,707	39,627	2,079	4,693	4,444	249
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	85	87	△1	210	248	△37
	債 券	94,467	99,929	△5,461	100,217	108,409	△8,192
	国 債	34,943	38,624	△3,680	28,167	32,869	△4,702
	地 方 債	4,687	5,142	△454	5,860	6,582	△722
	社 債	54,836	56,162	△1,326	66,190	68,957	△2,767
	そ の 他	17,366	18,490	△1,124	22,507	24,070	△1,563
	小 計	111,919	118,507	△6,587	122,935	132,729	△9,793
合 計		153,626	158,135	△4,508	127,629	137,173	△9,544

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

有価証券／金銭の信託等／自己資本の状況等

5. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 等 (※1)	109	108
信 金 中 金 出 資 金 (※1)	3,919	3,919
そ の 他 出 資 金 (※1)	15	15
合 計	4,044	4,044

(※1) 非上場株式、信金中金出資金及びその他の出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

○ 金銭の信託

合同運用指定金銭信託の受託者となる三菱UFJ信託銀行(株)への信託金として10千円を計上しております。

○ デリバティブ取引

該当ございません。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	青い森信用金庫	青い森信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,884百万円	4,000百万円
配当率	年 2.00%	年 0.70%

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスクと定義しています。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、それぞれのリスクを認識し、評価しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等の各種委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等へ報告する態勢を整備しております。リスクの計測に関しましては、標準的計測手法を採用しております。

BI (事業規模指標) の算出方法

BI(事業規模指標) = ILDC(金利要素) + SC(役務要素) + FC(金融商品要素)の直近3年間の平均値

ILM (内部損失乗数) の算出方法

ILM(内部損失乗数) = 1を適用

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ございません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

内部損失データによるILMの算出はしていません。

自己資本の状況等

○ 自己資本の構成及び比率（単体自己資本比率・国内基準）

（単位：百万円）

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	25,597	26,423
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,923	8,884
うち、利益剰余金の額	16,811	17,672
うち、外部流出予定額（△）	134	133
うち、上記以外に該当するものの額	△3	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,536	1,510
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,536	1,510
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	27,134	27,933
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	86	68
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	86	68
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	97	108
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	621	735
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	805	911
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	26,328	27,021
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	223,364	228,270
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	12,393	12,372
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	235,757	240,642
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.16%	11.22%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(1) 自己資本の充実度に関する事項

○ 自己資本の充実度

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	223,364	8,934	228,270	9,130
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	206,538	8,261	212,908	8,516
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,135	45	693	27
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,703	1,788	51,915	2,076
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	302	12
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	71,344	2,853	65,279	2,611
中小企業等向け及び個人向け	44,160	1,766	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	28,657	1,146
トラザクター向け	—	—	1,235	49
抵当権付住宅ローン	4,175	167	—	—
不動産取得等事業向け	14,787	591	—	—
不動産関連向け	—	—	37,033	1,481
自己居住用不動産等向け	—	—	17,729	709
賃貸用不動産向け	—	—	6,326	253
事業用不動産関連向け	—	—	12,977	519
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	1,138	45
三月以上延滞等	1,188	47	—	—
延滞等向け	—	—	5,280	211
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	909	36
取立未済手形	25	1	13	0
信用保証協会等による保証付	2,901	116	3,249	129
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,482	99	—	—
出資等のエクスポージャー	2,482	99	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	640	25
上記以外	19,634	785	18,097	723
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,105	324	8,001	320
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	891	35	963	38
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	751	30
上記以外のエクスポージャー	10,637	425	8,380	335
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,825	673	15,361	614
ルック・スルー方式	16,825	673	15,361	614
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1/10パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を1/10パーセントで除して得た額	12,393	495	12,372	494
BI	—	—	8,248	329
BIC	—	—	989	39
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	235,757	9,430	240,642	9,625

(注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。

8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

自己資本の状況等

(2) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

● 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上 延滞エクス ポージャー	延滞エクス ポージャー
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券 (※投資信託、株式等を除く)			
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
	国 内	622,346	634,158	236,076	241,067	138,337	121,304	4,285	15,687
	国 外	11,831	17,141	－	－	11,831	17,141	－	－
	地 域 別 合 計	634,177	651,300	236,076	241,067	150,168	138,445	4,285	15,687
	製 造 業	15,839	18,813	10,504	10,947	5,213	7,616	564	1,660
	農 業 、 林 業	3,538	3,689	3,538	3,689	－	－	26	585
	漁 業	1,848	2,357	1,848	2,357	－	－	367	440
	鉱業、採石業、砂利採取業	8	7	8	7	－	－	－	－
	建 設 業	27,887	26,605	27,386	25,933	500	650	612	1,256
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	41,288	41,903	2,351	2,563	38,889	39,251	－	297
	情 報 通 信 業	1,718	2,341	879	873	601	1,002	0	－
	運 輸 業 、 郵 便 業	6,645	7,270	4,856	4,848	1,788	1,990	51	248
	卸 売 業 、 小 売 業	27,608	29,439	26,306	27,505	1,302	1,904	416	2,600
	金 融 業 、 保 険 業	234,328	258,789	4,995	5,499	16,632	24,348	－	1
	不 動 産 業	28,992	27,907	25,982	24,700	3,003	3,200	879	3,860
	物 品 賃 貸 業	7,742	8,401	4,108	4,400	1,902	2,099	35	4
	学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	1,042	958	1,042	958	－	－	－	40
	宿 泊 業	2,958	2,158	2,958	2,158	－	－	584	1,078
	飲 食 業	3,548	4,232	3,548	4,232	－	－	183	530
	生活関連サービス業、 娯 楽 業	5,402	5,439	5,401	5,437	－	－	139	1,202
	教 育 、 学 習 支 援 業	455	526	453	524	－	－	12	24
	医 療 ・ 福 祉	7,396	7,772	7,396	7,772	－	－	49	165
	そ の 他 の サ ー ビ ス	10,317	9,924	10,316	9,722	－	200	94	277
	国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	123,549	101,315	28,075	26,403	80,334	56,181	－	－
	個 人	64,117	70,523	64,117	70,523	－	－	268	1,409
	そ の 他	17,945	20,923	－	5	－	－	－	－
	業 種 別 合 計	634,177	651,300	236,076	241,067	150,168	138,445	4,285	15,687
	1 年 以 下	167,822	223,716	48,256	50,741	9,298	8,643		
	1 年 超 3 年 以 下	100,288	71,204	17,862	21,323	17,748	23,862		
	3 年 超 5 年 以 下	62,919	69,542	26,830	25,412	29,486	34,929		
	5 年 超 7 年 以 下	52,084	47,117	28,990	29,483	16,493	11,063		
	7 年 超 10 年 以 下	89,437	74,544	33,473	31,369	26,463	14,874		
	10 年 超	142,609	136,396	79,731	80,325	50,677	45,071		
	期間の定めのないもの	24,015	28,777	930	2,412	－	－		
	残 存 期 間 別 合 計	634,177	651,300	236,076	241,067	150,168	138,445		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

● 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
					目 的 使 用		そ の 他					
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	995	905	△46	28	－	－	43	4	905	929	－	－
農 業 、 林 業	55	50	△4	372	－	0	1	0	50	421	－	－
漁 業	310	296	△10	63	2	－	－	0	296	359	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	564	551	△5	37	1	295	6	5	551	287	－	0
電気、ガス、熱供給、水道業	0	－	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	38	38	0	△0	－	30	－	7	38	0	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	1,015	1,403	428	17	23	40	17	11	1,403	1,369	－	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	2,849	2,511	△308	△60	15	355	14	2	2,511	2,092	－	－
物 品 賃 貸 業	35	35	－	－	－	30	－	3	35	2	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	2	5	3	0	－	－	－	4	5	1	－	－
宿 泊 業	520	736	220	28	4	13	0	2	736	747	－	－
飲 食 業	159	149	13	1	20	－	2	－	149	151	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	530	356	△97	100	74	0	2	1	356	455	－	－
教育、学習支援業	1	1	△0	－	－	－	－	1	1	－	－	－
医 療 、 福 祉	51	8	0	△0	1	8	41	0	8	0	－	－
その他のサービス	49	16	△21	50	10	10	0	3	16	53	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	224	173	△12	8	23	19	13	13	173	149	－	－
合 計	7,405	7,243	160	648	176	804	145	62	7,243	7,024	－	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	2023年度		2024年度			
	格付有り	格付無し	告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
				オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	
0%	—	152,174	40%未満	447,674	16,954	449,234
10%	—	16,402	40%～70%	73,154	32,593	75,143
20%	23,974	210,217	75%	30,272	10,649	28,440
35%	—	13,184	80%	1,398	—	1,398
50%	41,954	819	85%	26,905	4,681	23,805
75%	—	81,496	90%～100%	28,920	5,991	28,264
100%	4,307	101,930	105%～130%	10,654	—	10,592
150%	—	380	150%	3,556	116	3,528
200%	—	—	250%	—	—	—
250%	—	2,545	400%	—	—	—
1,250%	—	—	1,250%	—	—	—
その他	—	—	その他	—	—	—
合 計	649,388		合 計	622,536	70,986	620,409

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り記載しております。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

自己資本の状況等

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター R&I
- ・(株)日本格付研究所 JCR
- ・ムーディーズ・レーティングス Moody's
- ・S & P グローバル・レーティング S&P

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現 金	12,072	－	12,072	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	63,480	－	63,480	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	32,995	－	32,995	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	6,939	－	6,939	－	693	10
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	245,452	－	245,452	－	51,915	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,511	－	1,511	－	302	20
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	112,202	10,546	107,167	1,330	65,279	60
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	50,722	59,322	47,886	4,814	28,657	54
トランザクター向け	－	44,616	－	3,416	1,235	36
不動産関連向け	58,568	17	58,105	17	37,033	64
自己居住用不動産等向け	35,922	－	35,812	－	17,729	50
賃貸用不動産向け	9,340	－	9,159	－	6,326	69
事業用不動産関連向け	13,305	17	13,134	17	12,977	99
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	772	－	759	－	1,138	150
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	5,185	226	5,133	22	5,280	102
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,027	－	1,027	－	909	88
取立未済手形	65	－	65	－	13	20
信用保証協会等による保証付	32,409	874	32,409	87	3,249	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	640	－	640	－	640	100
合 計					194,810	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポートジャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現 金	12,072	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	63,480	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	32,995	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	6,939	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	233,124	－	7,518	－	－	－	－	－	－	2,809	－	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	1,511	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	450	－	－	22,563	－	－	－	－	－	－	－	－	40,810	－	－	－	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,416	－	－	－	－	－
トラザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,416	－	－	－	－	－
不動産関連向け	－	－	－	1,886	889	4,749	－	835	0	1,912	－	1,385	2,057	－	553	－	－
自己居住用不動産等向け	－	－	－	1,886	889	3,067	－	－	0	1,912	－	－	2,057	－	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	1,681	－	835	－	－	－	1,385	－	－	553	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
A D C向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,688	－	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポートジャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	65	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	32,497	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	108,998	39,437	－	257,638	889	12,268	－	835	0	1,912	－	4,802	47,365	－	553	－	－

	資産の額及び信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	（その他）	合 計
	2024年度															
現 金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12,072
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	63,480
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	32,995
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,939
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	300	－	1,398	－	－	－	300	－	－	－	－	－	－	－	－	245,452
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,511
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	1,001	－	24,420	－	－	19,251	－	－	－	－	－	－	－	－	108,498
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	39,952	－	－	－	－	9,331	－	－	－	－	－	－	－	－	52,700
トラザグクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,416
不動産関連向け	29,361	1,242	－	－	1,997	－	－	3,446	7,145	－	－	659	－	－	－	58,122
自己居住用不動産等向け	25,994	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	35,812
賃貸用不動産向け	－	1,238	－	－	－	－	－	3,446	－	－	－	17	－	－	－	9,159
事業用不動産関連向け	3,366	－	－	－	1,997	－	－	－	7,145	－	－	642	－	－	－	13,151
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
A D C向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	759	－	－	－	759
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	1,249	－	－	－	－	2,218	－	－	－	5,156
自己居住用不動産等向けエクスポートジャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	1,027	－	－	－	－	－	－	－	－	1,027
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	65
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	32,497
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	640	－	－	－	－	－	－	－	－	640
合 計	29,661	42,196	1,398	24,420	1,997	－	31,801	3,446	7,145	－	－	3,637	－	－	－	620,409

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

自己資本の状況等

○ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

38ページをご参照ください。

信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、管理すべき最重要のリスクは信用リスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。そして、その信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定に基づき適切に実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、自己査定委員会やリスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会、経営会議といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

○ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	8,357	9,798	28,635	30,559	－	－

(注) 1. 適格金融資産とは、現金及び自金庫預金、金、有価証券等を指します。

2. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があります。また、保証には、人的保証、信用保証協会、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」及び「担保取扱基準」等により、適切な事務の取り扱い及び適正な評価を行っております。また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、払戻充当いたします。尚、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当する場合がございます。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体は政府保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

○ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するエクスポージャー

該当ございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

○ 証券化エクスポージャー

該当ございません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

○ 出資等又は株式等エクスポージャー

1. 貸借対照表計上額及び時価

(単位: 百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,453	1,453	1,490	1,490
非 上 場 株 式 等	4,044	—	4,044	—
合 計	5,498	1,453	5,535	1,490

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上場株式等には、証券投資信託の裏付け資産における出資等エクスポージャーは含まれておりません。

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	—	5
売 却 損	—	—
償 却	—	—

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	290	72

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ございません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、その他資産勘定に計上している出資などが該当いたします。

そのうち、上場株式及び上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価による価格変動リスクを、日次、計測・把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況やリスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を常務会に報告するとともに、複合的なリスク分析を実施するなど定期的に経営会議やALM委員会等へ報告しております。

一方、非上場株式及びその他資産勘定に計上している出資に関しては、信用リスク、流動性リスクを勘案のうえ方針を決定しており、適正な運用・管理を行っております。

また、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」及び「同細則」、「有価証券等取引会計規程」などにに基づき厳格な運用・管理を行っており、リスクの状況は運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める基準のほか日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

○ リスク・ウェイトの
みなし計算が適用される
エクスポージャー

(単位: 百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	22,328	24,808
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

○ 金利リスク

(単位: 百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		2024年度	2023年度	2024年度	2023年度
1	上方パラレルシフト	740	2,926	—	—
2	下方パラレルシフト	2,540	1,477	714	116
3	ス テ ィ ー プ 化				
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	2,540	2,926	714	116
		ホ		ヘ	
		2024年度		2023年度	
		27,021		26,328	
8	自 己 資 本 の 額	27,021		26,328	

(注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

自己資本の状況等

金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。
また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク(以下、IRRBB：InterestRateRisk in the BankingBook※)については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。
(※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)
- B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
マチュリティラダー分析手法を用い、金利リスクを算定し、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- C. 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- D. ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明
削減手法は採用していません。

金利リスクの算定手法の概要

- A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE(注1)及び Δ NII(注2)並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
- (注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- (注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は4.966年です
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は10年です。
- (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
明確な金利改定間隔がない流動性預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金とし、内部モデルを使用して満期を割り当てております。内部モデルでは、過去の流動性預金残高推移から流出額を算定し、ストレスを考慮した上で将来残高推移を推計しております。コア預金額については、過去の預金金利と市場金利の追随率から推計しており、推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を行っております。
- (d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- (f) スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)
考慮していません。
- (g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や固定金利貸出の期限前償還、定期預金の期限前解約等について、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
有価証券残高の減少を主因として、下方パラレルシフトでの Δ EVEが最大値となっております。
 Δ NIIの算出では前年度と同様に下方パラレルシフトにおいて最大となり、前期末比598百万円増加しております。
- (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%以内に収収しております。金利リスク顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。
- B. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- (a) 金利ショックに関する説明
 Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。
- (b) 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点)
当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、VaRに基づくリスク量に上限を設定しています。
具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用限度枠なども設定しており、毎月運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っています。
また、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。